

## 共通番号制度（マイナンバー制度）成立

2016年1月からスタート

～年金・所得・雇用・医療・福祉・世帯構成など

2013年5月24日「共通番号制度」法が参院で可決成立しました。

- ◇個人12桁、法人13桁 ⇔ 個人すべてに12桁の番号を振り、更に、法人税納付対象企業やNPO法人など法人すべてに13桁の番号を振る。  
個人番号と法人番号を混同しないために桁数を変えるという。(6/11)

### ◆ 制度運用のスケジュール

|          |  |
|----------|--|
| 2015年10月 | 全国民に番号の通知開始  |
| 16年1月以降  | 希望する個人に顔写真付きICカードの交付開始 年金の相談・照会<br>税務受付など順次運用開始 利用範囲の拡大再検討                   |
| 17年以降    | 行政窓口での手続きの簡素化 介護保険の給付等の添付書などの提出が不要に ネットのサイト(マイポータル)上で、年金保険料などの納付状況の書くにが可能になる |
| 18年以降    | 利用範囲の拡大を検討・・・医療情報、民間での活用など   |

(H25/05/24)

2013年5月24日 共通番号(マイナンバー)制度導入法案を衆院本会議で可決  
今国会で成立の見通し

「共通番号制度」法案が5月9日の衆院本会議で可決され、今国会で成立する見通しになった。  
(H25/05/10)

---

- ・民主党政権下で一旦は廃案となっていた社会保障・税の共通番号法案の審議が2013/3/22衆院で始まった。(H25/04/19)
- ・法案づくりには自民、公明、民主の3党が法案に合意しており今国会での成立の可能性が高い。年金や医療制度が複雑になるなか、高齢受給者を中心に制度への期待がかかっており、政府も、「番号制により国民は手続きが簡単になる」と強調しているが、国民生活全体にどれだけの利便性が向上するのかわはいま一つよく見えてこない。
- ・元来、この制度は消費税の引上げをする場合、「給付付き税額控除」のために必要とされてきたものであるが、この面での構想は消え、収入や所得を把握して税収増を図ることと事務手続の簡略化を目的とした制度となった。
- ・政府は2015年10月をめどに市町村が個人番号を記載した「通知カード」(紙)を郵送して全国民に連絡する。
- ・2016年1月からは番号情報が入ったICチップを埋め込んだ顔写真付き住所・氏名・生年月日・性別を記載した12ケタの個人番号カードを市町村の窓口で配布する方針である。
- ・インターネットを利用した登録サイト『マイ・ポータル』が開設され、各人が自分の登録情報や受けた行政サービスを確認できるようになる。
- ・国民全員に一人ひとり番号をふり、行政機関が番号を入力すれば、ほかの機関の情報も確認できるようになる。
- ・政府・自治体などの行政はカードや番号を使い、健康保険や年金、税金情報、家族構成、住所などが入るデータベースから必要な情報を引き出せる。この結果、行政サービスの手続きが簡略化・効率化するという。
- ・一方、国民はICカードだけで「年金保険料免除」や「児童扶養手当」などの申請時に住民票や納税証明書などの添付なしで申請できるようになる。「扶養控除」の申請の際にも家族の番号を伝えておけば配偶者の納税証明や住民票の提出の必要がなくなる。つまり、所得証明が必要な手続きは簡易になる。

更に、暗号を使用するので、個人情報外部に漏れることは非常に少ないと説明している。しかし、事業所勤務者の「源泉徴収」、「扶養控除」など税務署は事業所から報告してもらうため、本人、子、親など家族の番号なども事業所に伝えることになる。

- ・ 要約すると、今まで、各組織がばらばらに管理していた年金、所得、雇用、医療、福祉、世帯構成などの個人情報を政府と自治体をまたぐ巨大システムを作り、個人情報がネットワークで結ばれ、必要に応じて行政機関が取り出せる制度になる。
- ・ 安倍首相は「より公平な社会保障や税制の基盤で国民の利便性向上や行政の効率化のために早期に導入する必要がある」と3月22日の衆院本会議で訴えている。
- ・ 甘利経済再生相は4月3日の内閣委員会で「国民の利便性が格段に向上し、きめ細かい社会保障にもつながる」とメリットを強調している。



日本一距離が長い直線道路  
29.2Km 札幌・旭川の国道12号線 美唄市～滝川市の間 ひたすらに真っ直ぐ

### 番号制度のメリットとしては

- ① 国民は、健康保険、年金、納税などの手続き面での書類の提出が簡素化できること
- ② 住民票や所得証明書など一部の書類の提出が不要となり手間が省けること
- ③ 年金保険料の支払記録をマイナンバーで管理すれば、本人確認がしやすくなるので「消えた年金記録」のような行政の失態は防止できる。
- ④ 政府や自治体は、保険料徴収、納税の状況管理などがより正確に把握でき行政サービス面での合理化が図られ、脱税など見抜きやすくなる。
- ⑤ 自治体としても問題となっている生活保護の不正受給にも対処しやすくなる。

## ◆ 制度の課題等

### ① 個人情報の漏洩と利用範囲がなし崩しに広がることへの危惧

- ・当初の利用範囲は限定されておりスタート時点では、民間企業はマイナンバーを利用できない。但し、経済界が民間利用を求めており、法施行後3年後をめどに法を見直し、番号の活用範囲が拡大（預金口座への拡大など）するとされている。情報の漏出、利用範囲の拡大を不安視する声も多い。

※カードには番号が記載されるので、暗号での使用とはいえ、番号を使って本人になりすまして年金などをだまし取る悪用の恐れもある。

### ② 【導入する際のコスト面では、ICカードの作製費用などシステム全体の構築に2～3千億円、運用費も年間200～300億円必要になるという。更に毎年200～300億円の運営費も必要になるという。コスト（経費）と行政の効率化による税収増の試算は行われておらず、比較数値は明らかにされていない。制度開始によるIT関連市場は3兆円と推計され、関連業界の銘柄株価も急上昇し、情報技術各社は商機到来に既にマイナンバー特需への準備体制を整えている。】（5/10 日経新聞記事参考）

### ③ 多額の費用をかけて発足した「住民票コード」という住民基本台帳ネットワークで番号が既に付られている。内閣府は、「住民票コードは住基ネットと直接つながり、悪用される心配があるが、共通番号は住民票コードに直結させないのでリスクは少ない」という。

### ④ 所得を把握し、税収増への目的であるが、資産や利子収入の正確な所得の把握には難点がある。

### ⑤ 「監視社会」の到来となる？ 前出の「扶養控除」、「源泉徴収」などを通して事業所から個人情報が漏出する危険性がある。CPシステムへの不正侵入、検索、担当者のミス、事業所倒産などによる流出や犯罪への悪用などの恐れもある。蓄積したデータベースが海外に流出すると法が適用できず手が打てなくなる。

### ⑥ 法案審議が始まったのを受け日弁連など、各種団体は「プライバシー侵害につながる」としてその危険性を指摘し、廃案を求める反対の声を上げている。導入法案が可決された9日には、制度に反対する「監視社会を拒否する会」が抗議声明を出し、新聞労連も個人情報の一元管理は憲法違反濃厚とし人権侵害の可能性ありとして法案の廃案を求めている。

## ■ 制度利用の例外

- ・大災害発生時の金融機関の対応⇒金融機関が預貯金の本人確認の手段として利用が認められる予定
  - ・医療情報の取り扱い⇒結論先送り・・・医療情報の番号制への適用除外
- 



六義園にて

#### ◆各国の制度の状況

- ・【米国、韓国、デンマークなどでは、企業が本人確認のために共通番号が使える。内閣委員会での質疑応答によると海外では本人になりすまして年金を横取りする不正が社会問題になっているという。

共通番号が広く使用されている米国では、民間企業も共通番号を利用でき、本人確認などに使われている。それにより、個人情報が出し企業に悪用されているという。

他人の番号を使って借金をするなどの不正使用により1年間に1千万人が計5兆円の被害を受けたという。韓国では、住民登録証により商品の売買に番号が使用され、その情報が国税庁に伝達されるという。】(5/10 朝日新聞記事参考)

- ・日本では年金や税金は別々に管理され、行政機関の職員がそれぞれ必要な情報のみしか見られないようにする。不正な情報漏れに対する罰則強化、不正利用に対する第三者委員会を設置する。しかし、職員の悪用を防ぐのは難しい。ネットへの流通も危惧される。

しかし、制度が運用されていくうちに韓国のような利用の拡大も懸念されないとは限らない。国民のチェックが必要である。

※共通番号法案の審議の内容等については次の資料をご参照してください。

■ [共通番号法案社会保障・納税番号制度について](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/)  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

■ マイナンバー付番システム等の構築にかかわる制度、マイ・ポータル機能、活用モデル、

実現に向けて方針等については次の資料を参照してください。

■マイ・ナンバー付番システム等に係る制度

➤ [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/daityo/mynumber\\_rfi.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daityo/mynumber_rfi.html)

■マイ・ポータル機能についての略図については

➤ [http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jouhouwg/dai4/siryou1\\_2.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jouhouwg/dai4/siryou1_2.pdf)

■マイ・ポータルの民間連携。民間活用の実現に向けた方針については

➤ [http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/denshigyousei/dai23/siryou2\\_1.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/denshigyousei/dai23/siryou2_1.pdf)

(2013年 koyamaroumu)